

医療法人財団 青木会 行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条に基づき、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：女性の育児休業取得率 100%を維持するとともに、男性の育児休業取得率 25%以上への向上を目指す。

<対策>

●2025 年 4 月～

配偶者が妊娠・出産した男性社員を対象に、育児休業や復職後に利用できる制度について個別に説明する機会を設け、男性の育児休業取得を奨励する。

目標 2：育児休業取得後の継続就労率 100%を維持する。

<対策>

●2025 年 4 月～

育児休業から復職する際に、時間単位取得のできる有給の子の看護等休暇制度について個別に説明する。

●2025 年 4 月～

育児短時間勤務制度など育児休業後に受けられる制度について個別にパンフレットを配布する。

●2025 年 4 月～

育児休業から復職する際に、休業前後での業務の変化などに対応できるように、各部署で復職を支援する体制を継続する。